

死亡届を出される方へ

この度のご家族様のご不幸に心からお悔やみ申し上げます。
死亡届を出されるにあたり、下記の手続きが必要となります。

□①火葬場のご予約はお済みですか？

死亡届を出す前に火葬場の予約が必要です。役場でも予約はできますが、
予めお寺さんなどにご相談し、火葬の日時を決めてください。

- | | | | |
|-------------|--------------|-----|-----|
| ○湯沢火葬場 | 0183-73-3797 | 使用料 | 3千円 |
| ○南部広域斎場（増田） | 45-5513（役場） | 使用料 | 5万円 |

□②死亡届の記載

病院等から発行された死亡診断書を持参し、窓口の説明に従って記載を行ってください。
届出人は①同居の親族、②同居していない親族の順位があります。
全ての記載が終わると火葬許可証を発行します。

□③住民異動届の記載

亡くなられた方が世帯主の場合、新しい世帯主を決めたうえで、住民異動届を提出していただきます。

○死亡届提出後(約1週間後位)の手続きについて

□亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合(後期高齢者も同じです)

保険証から亡くなられた方の氏名を除きます。また、村の国保から葬祭費が支給
されます。喪主の方は振込先の通帳等をご持参の上、申請してください。

□亡くなった方が年金を受給していた場合

年金の死亡届（未支給請求）が必要です。
申請者には優先順位がありその順位は下記のとおりです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族

申請に必要な書類等は下記のとおりです。

- ・申請者の通帳
- ・亡くなった方が受給していた年金の証書（紛失の場合は申請時にその旨お申し出ください）
- ・亡くなった方と申請者の関係の分かる戸籍証明書等
- ・申請者のマイナンバーカード（通知カードの場合は運転免許証等の提示も必要となります）
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と申請者が別居していた場合等に必要となります）